

【諮問（個人）第127号】

22川情個第58号
平成22年10月12日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成21年6月4日付け21川区険第70号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が本件開示請求について行った拒否処分は妥当でなく、拒否処分を取り消した上で改めて諾否の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成21年5月7日、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、以下のとおり保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「請求者にかかる診療報酬明細書の全て（ただし併行実施している利用停止の請求について、審査の結果が当該利用停止を認めないこととされたときは、医者等の第三者に意見照会がかかる事態を回避する必要があるから、本件開示請求について、保留等可能な対応を取る機会を求めます。）」

(2) 実施機関は、本件開示請求に対し、同年同月15日付けで、「診療報酬の開示請求に際しては、条例第29条に基づき診療報酬明細書に係る医療機関・医師に意見書を提出する機会を与えています。請求のただし書にあるような条件を充たし、保留する規定はありません。また、15日以内に諾否の決定をするため、本件について請求を拒否するものです。」として拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 異議申立人は、同年同月18日付けで、本件処分に対し、取消しが相当である、とする異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第127号）。

3 異議申立人の主張要旨

平成21年5月18日付け異議申立書及び同年9月2日付け意見書によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。なお、異議申立人は、当審査会に対して意見陳述を希望しない旨を明らかにしている。

(1) 拒否処分について、何の拒否であるのか不明である。条例では請求権につき開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止に区分されており、第12号様式においては、その標題名について、保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求拒否通知書とされているが、そのどれに該当する決定であるのかについて明確にはされていない。

(2) 診療報酬明細書の開示請求に際しては、条例第29条に基づき診療報酬明細書に係る医療機関・医師に意見書を提出する機会を与える必要がない。

(3) 処分について、請求のただし書にあるような条件を満たすまで保留するという規定が、条例の条文上にあるわけではないが、自己情報コントロール権を尊重する条例の趣旨からいえば、そのようにすることとなる。

(4) 処分について、15日以内に諾否の決定をすることは、本件について請求を拒否する理由と何ら関係がない。

(5) 開示請求に付随する意見照会手続の回避は、①開示請求の際に意見照会をされないことという条件を付してそれが棄却されたことに伴う不服手続によって行うべきか、

②開示請求と利用停止請求を同時に行って利用停止請求に伴う不服手続として行うべきか、①及び②のうちどちらが妥当か分からないため、両方とも提起する。

4 実施機関の主張要旨

平成21年7月17日付け処分理由説明書及び平成22年5月11日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 何の処分であるのか不明であることについて

通知書において、「請求の区分」の「開示」に「レ」印を記入しており、開示請求について拒否していることを明示している。

(2) 条例第29条に基づき診療報酬明細書に係る医療機関・医師に意見書を提出する機会を与える必要はないとの主張について

診療報酬明細書の開示に当たり、本人が傷病名等を知ったとしても、本人の診療上支障がないかを医療機関・医師に確認をする必要がある場合はあると実施機関は考える。諮問（個人）第119号答申は、一律に医療機関・医師に意見書の提出の機会を与えていることが、条例第29条の趣旨に反するとの指摘であり、医療機関・医師に意見書を提出する機会を与える必要はないとの判断ではないと認識している。答申を受け一部運用の見直しを検討している。

(3) 医者等の第三者に意見照会がかかる事態を回避するため、請求のただし書にあるような条件を満たすまで保留することについて

条例に決定を保留とする規定がないため、開示請求を拒否処分とした。開示請求について拒否処分としたため、「併行実施している利用停止の請求について、審査の結果が当該利用停止を認めないこととされたときの医者等の第三者に意見照会がかかる事態」は発生していない。

(4) 15日以内に諾否の決定をすることについては、本件について請求を拒否する理由と関係がないとの主張について

運用の内容を現在検討中であるが、運用の見直し作業が完了していないため、従来の運用で開示請求への対応を行っている。異議申立人は第三者に意見照会がかかる事態の回避を求めているが、条例の規定により開示の請求があった日から15日以内に諾否の決定を行わなければならない、また、決定を保留とする規定がないため、従来の運用に基づき開示請求拒否の処分を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立ての趣旨

本件は、異議申立人に係る診療報酬明細書のすべての開示請求に対する拒否処分についての異議申立てであり、異議申立人は保有個人情報の開示請求において、「(ただし併行実施している利用停止の請求について、審査の結果が当該利用停止を認めないこととされたときは、医者等の第三者に意見照会がかかる事態を回避する必要があるから、本件開示請求について、保留等可能な対応を取る機会を求めます。)」と付記している。異議申立人は何の拒否処分であるか明らかでないと主張するが、拒否通知

書の「請求の区分」欄の記載等から、異議申立人のした開示請求に対する拒否処分であることは明らかである。

なお、本件に併せて、異議申立人は、同日受付にて、本件診療報酬明細書の開示請求に関して実施機関が条例第29条に基づく医師等の意見聴取手続を行わないことを求める保有個人情報の提供の停止請求を行っている(以下「別件提供の停止請求」という。)

(2) 条例第29条と当審査会諮問(個人)第119号答申

実施機関は、被保険者本人から実施機関に診療報酬明細書の開示請求があった場合、医療機関・医師(以下「医療機関等」という。)に意見書提出の機会(条例第29条第1項)を一律に与えてきた(以下「全件意見聴取という運用」という。)

全件意見聴取という運用は、平成17年3月31日付け厚生労働省保険局長通知に依拠するものである。

しかし、条例第29条第1項は、実施機関に対して第三者への意見書提出の機会付与を義務付けるものではなく、その解釈においても、開示請求者の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重な取扱いが必要であり、第三者の意見を求めることが必要と考えられる場合であっても、第三者の意見を聴かずに諾否の決定をせざるを得ないこともあり得る、とされている(川崎市総務局『個人情報保護ハンドブック』[平成20年度改訂版]90頁)。

当審査会は、本件に先立つ平成21年4月14日諮問(個人)第119号答申において、全件意見聴取という運用はこのような条例第29条第1項の趣旨に照らし、見直しが必要である旨の答申をした。

(3) 実施機関の処分及びその理由について

実施機関は、前記答申を受けて、運用の見直し作業に着手したものの、早期に作業完了のめどが立たないとして、従前の運用に従って医療機関等に意見書を提出する機会を与えるべきものと判断した。そしてその場合に、異議申立人は意見照会という事態を回避するために本件開示請求に対する諾否の決定を保留する等して異議申立人が可能な対応を取る機会を与えるよう求めているところ、諾否の決定は15日以内にされるべきもので、そのような理由で諾否の決定を保留する条例の規定はないということを理由に、本件処分をした。その上で、開示請求の拒否処分をしたから異議申立人の保有個人情報医療機関等に提供されることはないとして、別件提供の停止請求の拒否処分をしているものである。

しかし、開示請求に対する諾否の決定は正当な理由があるときは45日以内に限り延長することができる(条例第27条第2項)等、必ずしも15日に限られるものではない上、そもそも、当該決定を保留等する条例の規定がないことが開示請求の拒否事由に該当するものではないから、上記理由により開示請求の拒否処分をしたことは、妥当ではない。

また、別件提供の停止請求に係る医療機関等の意見を聴取するかどうかは本件開示請求の手続内における問題であるから、本件開示請求及び別件提供の停止請求を処理するに当たっては、まずは論理的に開示判断に先行する別件提供の停止請求について

先に判断し、その結果に従って本件開示請求に対する諾否審査の手続を進めるのが妥当である。

(4) 本件開示請求について

そこで、まず、本件に先行して判断されるべき別件提供の停止請求については、別件についての当審査会諮問（個人）第126号答申のとおりである。その要旨は、実施機関が従前どおり全件意見聴取という運用に従って判断したこともやむを得ないが、実施機関のその判断に従うとすれば、拒否処分の理由は、本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障がないかどうかについて医療機関等に照会する必要があることとすべきであったというものである。

そうすると、本件開示請求について実施機関がした拒否処分には理由がない。実施機関は、本件開示請求に対する諾否審査の手続を進めるに当たって、医療機関等の意見聴取の結果を参考にしつつ、本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障がないかどうかを考慮して、諾否の決定をすべきである。診療報酬明細書の開示を求めたことを医療機関等に知らせたくないという異議申立人に回避の機会を与える方策としては、別件提供の停止請求の拒否処分の日から本件開示請求手続内で医療機関等に対する意見書提出のための照会の手続を行うまで相当の期間を置き、かつ、そのことを異議申立人に対して告知して、本件開示請求の取下げ等対応の機会を異議申立人を与えることが可能であったし、適切であった。

なお、本件処分後の平成22年3月5日には、同日厚生労働省保険局長通知によって、同年4月1日から、医療機関窓口における取扱いが変更され、レセプト電子請求を行う保険医療機関は、原則として、患者に対して、領収証と同時に、診療報酬の費用計算の基礎となった項目ごとに診療報酬点数、投薬に係る薬剤の名称等の分かる明細書を無料で交付しなければならないこととされている。すなわち、今日、既に医療機関の窓口においては、患者が特に交付を希望しないことを事前に申し出ない限り、病名以外のかんりの診療情報（投与薬剤、検査、診療報酬点数等）が、自動的に、窓口における明細書の交付によって患者に知らされるものである。

実施機関においては、このように医療現場において医療の透明化、患者への積極的な情報提供推進の流れが加速していることをも、十分考慮する必要がある。

(5) 全件意見聴取という運用について

全件意見聴取という運用については、前記(2)のとおりであって、当審査会は、実施機関において前記諮問（個人）第119号答申の趣旨に従いこれを見直すことを、重ねて要望するものである。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関の本件開示請求の拒否処分は妥当でなく、拒否処分を取り消した上で、改めて諾否の決定をすべきである。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小塚	淳子
委員	杉原	麗